



香港の入境規制措置の緩和及び株式譲渡に係る印紙税の引き上げ等について

1. 香港の入境規制措置の緩和について

2021年6月21日、香港政府は入境者に対する検疫措置を以下のとおり段階的に緩和することを発表しました。

(1) 香港居民

以下の条件を満たす場合は、現行の21日間または14日間の強制検疫期間が7日間に短縮されます。本措置は6月30日から開始されます。

【対象者】

- 香港居民（香港ID所持者もしくは長期滞在ビザ等、「香港居民」として分類される有効なビザを持つ者）
- 入境日前14日間、グループB（高リスク国（現在、日本はここに分類））、グループC（中リスク国）または台湾にしか滞在歴のない者

【条件】

- ワクチンの完全接種（入境前にワクチンを所定の回数接種し、かつ14日間が経過）
- 入境時の核酸検査で陰性
- 過去3か月以内の抗体検査で陽性

(2) 非香港居民

以下の対象者について入境を認め、一定の条件を満たす場合には強制検疫期間が7日間に短縮される予定ですが、開始時期については現在検討中となっています。

【対象者】

- 入境日前14日間、グループB（高リスク国（現在日本はここに分類））、グループC（中リスク国）または台湾にしか滞在歴のない者

【条件】

- ワクチンの完全接種（入境前にワクチンを所定の回数接種し、かつ14日間が経過）
- 入境時の核酸検査で陰性
- 過去3か月以内の抗体検査で陽性



2. 株式譲渡に係る印紙税の引き上げについて

香港政府は2021年6月11日付の官報において、2021年印紙税条例を発表しました。これにより、従来は香港法人の株式譲渡に関して、株式時価または譲渡価格のいずれか高い金額に対して、売り手と買い手それぞれが0.1%、合計0.2%の印紙税を納付することになっておりましたが、今回の改正により、売り手と買い手がそれぞれ0.13%ずつ、合計0.26%の印紙税を納付することとなります。

株式譲渡に係る新しい印紙税率は2021年8月1日から適用となります。

3. 納税の分割払いについて

香港税務局は、2020/21年度（2020年4月1日から2021年3月末までに終了する課税年度）の納税通知書の発行を開始しましたが、納税者の経済的困窮等の問題で期限通りの納税ができない場合、分割払いの申請を行うことができる旨が発表されました。2021年5月から2022年5月の間に発行された2020/21年度の給与所得税（個人所得税）、事業所得税（法人税）の納税通知書に関して、香港税務局による分割払いの承認を得た納税者は、承認された分割払いの計画が遵守されている限り、最大1年間は加算税（surcharge）が科されません。

本来であれば、支払期限までに税金を支払わない場合、納税額の5%を上限として加算税が科され、その後6か月以内に当初の税金及び加算税を支払わなかった場合には、追加の加算税が10%を上限として科されることとなっています。また、納税者が納付期限までに支払えない場合、税務局の承認があれば税金の分割払いを認めるという一般的な制度はあるものの、この場合でも加算税は免除されないこととなっていますので、加算税が科されない本ケースはコロナ禍におけるイレギュラーな取り扱いとなります。

分割払いの申請を行う納税者は、必要事項を記入した申請フォームに必要な補足情報を添えて香港税務局に提出する必要があります。詳細は香港税務局のウェブサイト（www.ird.gov.hk/eng/tax/cws4.htm）で確認することができます。

4. 電子消費券の配布を8月から開始

香港政府は2021年6月18日、香港市民への電子消費券配布計画を8月から開始すると発表しました。香港市民に対して1人当たり5,000香港ドル（約7万1,000円）の消費券を配るもので、小売店や飲食店などでの消費を喚起することが期待されています。

申請資格者は6月18日時点で満18歳に達している香港永久居民と一定条件を満たす中国本土出身者となります。7月4日から専用ウェブサイトなどで登録を受け付け、最短で8月1日から消費券の配布が始まります。



フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。